

横須賀市報

第1933号

| | | |
|-----|-----|-----------------------|
| 発行日 | 発行所 | 横須賀市小川町11番地 横須賀市役所 |
| 毎月 | 編集兼 | 横須賀市長 |
| 10日 | 発行人 | 上地克明 |
| 25日 | 印刷所 | (有)宮村印刷所 |

目次

| 条 例 | |
|-------------------------------|-------|
| ◇横須賀市議会基本条例等中一部改正 | 15665 |
| ◇手数料条例等中一部改正 | 〃 |
| ◇横須賀市市税条例等中一部改正 | 15666 |
| 規 則 | |
| ◇横須賀市後期高齢者医療に関する条例施行規則中一部改正 | 〃 |
| 告 示 | |
| ◇固定資産課税台帳に登録すべき価格等の登録について | 15668 |
| ◇包括外部監査契約の締結について | 〃 |
| ◇指定納付受託者の指定について | 〃 |
| ◇公金の収納に関する事務の委託について | 〃 |
| ◇指定納付受託者の指定について | 15669 |
| ◇公金の収納に関する事務の委託について | 〃 |
| ◇公金の収納に関する事務の委託について | 〃 |
| ◇指定納付受託者の指定について | 〃 |
| ◇指定納付受託者の指定について | 〃 |
| ◇指定納付受託者の指定について | 〃 |
| ◇公金の収納に関する事務の委託について | 〃 |
| ◇公金の収納に関する事務の委託について | 15670 |
| ◇公金の収納に関する事務の委託について | 〃 |
| ◇公金の収納に関する事務の委託について | 〃 |
| ◇公金の徴収に関する事務の委託について | 〃 |
| ◇公金の徴収に関する事務の委託について | 〃 |
| ◇公金の収納に関する事務の委託について | 〃 |
| ◇公金の収納に関する事務の委託について | 15671 |
| ◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について | 〃 |
| ◇指定納付受託者の指定について | 〃 |
| ◇公金の収納に関する事務の委託について | 〃 |
| ◇公金の収納に関する事務の委託について | 〃 |
| ◇指定納付受託者の指定について | 〃 |
| ◇空家等管理活用支援法人の指定について | 15672 |
| ◇収納事務の受託者の委託期間の変更について | 〃 |
| ◇公金の収納に関する事務の委託について | 〃 |
| ◇道路区域変更及び供用開始について | 〃 |
| ◇指定納付受託者の指定について | 〃 |
| ◇公金の収納に関する事務の委託について | 15673 |
| ◇公金の収納に関する事務の委託について | 〃 |
| ◇公金の収納に関する事務の委託について | 〃 |
| ◇公金の収納に関する事務の委託について | 〃 |
| ◇公金の収納に関する事務の委託について | 〃 |
| ◇公金の収納に関する事務の委託について | 15674 |
| ◇公金の収納に関する事務の委託について | 〃 |
| ◇公金の収納に関する事務の委託について | 〃 |
| ◇公金の収納に関する事務の委託について | 〃 |
| ◇公金の収納に関する事務の委託について | 〃 |
| ◇公金の収納に関する事務の委託について | 〃 |
| ◇公金の徴収及び支出に関する事務の委託について | 〃 |
| ◇公金の収納に関する事務の委託について | 〃 |
| ◇公金の収納に関する事務の委託について | 〃 |
| 公 告 | |
| ◇市民税・県民税・森林環境税ほか2件の督促状の公示送 | |

| 達 | 〃 |
|--------------------------------|-------|
| ◇市民税・県民税・森林環境税の納税通知書の公示送達 | 15676 |
| ◇開発行為の工事完了について | 〃 |
| ◇自動車臨時運行許可番号標の無効について | 〃 |
| ◇都市公園の設置について | 〃 |
| 上下水道局告示 | |
| ◇公金の徴収及び収納に関する事務の委託について | 〃 |
| ◇公金の収納に関する事務の委託について | 〃 |
| ◇公金の収納に関する事務の委託について | 15677 |
| 議 会 規 程 | |
| ◇横須賀市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程中一部改正 | 〃 |
| 農 業 委 員 会 告 示 | |
| ◇農業委員会総会の招集について | 〃 |

条 例

横須賀市議会基本条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

横須賀市長 上地克明

横須賀市条例第33号 (令和8年3月30日 掲 示 済)

横須賀市議会基本条例等の一部を改正する条例 (横須賀市議会基本条例の一部改正)

第1条 横須賀市議会基本条例(平成22年横須賀市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項第3号を次のように改める。

(3) 教育安全常任委員会

(横須賀市議会委員会条例の一部改正)

第2条 横須賀市議会委員会条例(平成14年横須賀市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項第3号列記以外の部分中「環境教育常任委員会」を「教育安全常任委員会」に改め、同号ア中「環境政策及び」を削り、同号エ中「消防」を「危機管理及び消防」に改める。

附 則

この条例は、令和8年市議会定例会の開会の日から施行する。

手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

横須賀市長 上地克明

横須賀市条例第34号 (令和8年3月31日 掲 示 済)

手数料条例等の一部を改正する条例

(手数料条例の一部改正)

第1条 手数料条例(平成12年横須賀市条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表第7第5項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に、「要除却認定マンション」を「要除却等認定マンション」に、「建替えによる容積率」を、「建替え又は更新による容積率又は各部分の高さ」に、「容積率の特例許可申請手数料」を「要除却等認定マンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料」に改める。

(市街地における適正な土地の高度利用に関する条例の一部改正)

第 2 条 市街地における適正な土地の高度利用に関する条例(平成18年横須賀市条例第72号)の一部を次のように改正する。

- 第 2 条第 2 項第 4 号エを次のように改める。
 - エ マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第 163 条の59第 1 項
 - 第 8 条第 2 号から第 4 号までの規定、第 9 条第 4 項後段、第13条第 1 項の表及び第 2 項ただし書並びに第16条中「マンション建替型総合設計」を「マンション再生型総合設計」に改める。

附 則
この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

横須賀市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和 8 年 4 月 1 日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第35号 (令和 8 年 4 月 1 日 掲 示 済)

横須賀市市税条例等の一部を改正する条例(横須賀市市税条例の一部改正)

第 1 条 横須賀市市税条例(昭和46年横須賀市条例第18号)の一部を次のように改正する。

- 第22条の 2 を削る。
- 第23条の見出し及び各号列記以外の部分中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 1 号オ中「第15条の15」を「第15条の 9」に改める。
- 第24条の見出し及び同条第 1 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。
- 第25条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 1 項前段中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の 4 の 2 様式」を「第33号の 4 様式」に改め、同条第 2 項中「第33号の 4 の 2 様式」を「第33号の 4 様式」に改める。
- 第26条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「により種別割」を「により軽自動車税」に改め、「の種別割」を削り、同項第 2 号中「身体障害者等が所有」を「身体障害者、戦傷病者、知的障害者及び精神障害者(以下「身体障害者等」という。)が所有」に改め、同条第 2 項を次のように改める。
 - 2 市長は、前項に規定する者が所有する軽自動車等が前項第 1 号に該当することが明らかであると認める場合は、職権で減免することができる。
- 第27条第 2 項第 3 号中「種別割」を「軽自動車税」に改める。
- 第37条第 1 項第 2 号中「、法第 328 条の 7 又は法第 454 条」を「又は法第 328 条の 7」に改める。

附則第22項各号列記以外の部分及び附則第24項各号列記以外の部分中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改める。

- 附則第30項から第32項までを削る。
- 附則第33項表以外の部分中「法第 444 条第 3 項に規定する」を「道路運送車両法(昭和26年法律第 185 号)第60条第 1 項後段の規定による」に改め、「の種別割」を削り、同項を附則第30項とし、附則第34項表以外の部分中「令和 4 年 4 月 1 日」を「令和 7 年 4 月 1 日」に改め、「の種別割」を削り、同項を附則第31項とし、附則第35項中「法第 446 条第 1 項第 3 号」を「同項」に改め、「及び次項」及び「の種別割」を削り、「令和 4 年 4 月 1 日」を「令和 7 年 4 月 1 日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和 8 年度分」に改め、同項を附則第32項とする。
- 附則第36項を削る。
- 附則第37項を附則第33項とし、附則第38項から附則第44項までを 4 項ずつ繰り上げる。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対す

る軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正)

第 2 条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例(昭和33年横須賀市条例第20号)の一部を次のように改正する。

- 題名及び第 1 条中「の種別割」を削る。
- 第 2 条中「の種別割」を削り、「第 463 条の18第 1 項」を「第 451 条第 1 項」に改める。
- 第 3 条から第 5 条までの規定中「の種別割」を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の横須賀市市税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和 7 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 3 改正前の横須賀市市税条例第22条の 2、第26条第 2 項、第 37 条及び附則第30項から第32項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に対して課する令和 7 年度までの軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

規 則

横須賀市規則第 1 号 (令和 8 年 3 月 16 日 掲 示 済)

横須賀市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 16 日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横須賀市後期高齢者医療に関する条例施行規則(平成20年横須賀市規則第60号)の一部を次のように改正する。

第 1 号様式中

「 No. 契 印 を
 「 No. に
 」

改める。
第 2 号様式(第 1 面)及び第 2 号様式(第 2 面)を次のように改める。

第 2 号様式 (第 1 面) (第 2 条関係)

年度 後期高齢者医療保険料納入通知書 (兼特別徴収開始 (変更) 通知書)

横須賀市長

印

年度分の後期高齢者医療保険料額について次のとおり徴収額を決定(変更)しましたので通知します。

| | |
|----------------------------|--|
| 決定(変更)理由 | |
| 徴収決定年月日 | |
| 自自治体に納付する 保険料額(A) + (B) | |

| 期別・月 | 変更後 | | 変更前 | | 納期限 |
|-------|------|------|------|------|-----|
| | 普通徴収 | 特別徴収 | 普通徴収 | 特別徴収 | |
| 月 | | | | | |
| 月 | | | | | |
| 月 | | | | | |
| 第 期 月 | | | | | |
| 第 期 月 | | | | | |
| 第 期 月 | | | | | |
| 第 期 月 | | | | | |
| 第 期 月 | | | | | |
| 第 期 月 | | | | | |
| 第 期 月 | | | | | |
| 第 期 月 | | | | | |
| 随時期 | | | | | |
| 合計 | | | | | |

| | |
|--------------------|--|
| あなたの納付方法は下記のとおりです。 | |
| 納付方法 | |
| 特別徴収義務者 | |
| 特別徴収対象年金 | |
| 特別徴収年金給付額 | |
| 備考 | |

第 2 号様式 (第 2 面)

| | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|------|------|---|-------------------------------|------|-----------|------|-----------------|------|-----------|------|-----------|------|
| <p>横須賀市 年度 後期高齢者医療保険料 納入済通知書 (公)</p> | | | | <p>横須賀市 年度 後期高齢者医療保険料 (公)</p> | | | | <p>領収証書 (公)</p> | | | | | |
| 加入者名 | 口座番号 | 保険料額 | 円 | 加入者名 | 口座番号 | 加入者名 | 口座番号 | 加入者名 | 口座番号 | 加入者名 | 口座番号 | 加入者名 | 口座番号 |
| 賦課年度 | 相当年度 | 期別 | | 被保険者氏名 | | 賦課年度 | 相当年度 | 賦課年度 | 相当年度 | 賦課年度 | 相当年度 | 賦課年度 | 相当年度 |
| 被保険者番号 | 納期限 | | | 被保険者番号 | | 期 別 | | 期 別 | | 期 別 | | 期 別 | |
| | | | | 納 期 限 | | 納 期 限 | | 納 期 限 | | 納 期 限 | | 納 期 限 | |
| | | | | 保 険 料 額 | 円 | 保 険 料 額 | 円 | 保 険 料 額 | 円 | 保 険 料 額 | 円 | 保 険 料 額 | 円 |
| | | | | 延滞金額 | 円 | 延滞金額 | 円 | 延滞金額 | 円 | 延滞金額 | 円 | 延滞金額 | 円 |
| | | | | 合計金額 | 円 | 合計金額 | 円 | 合計金額 | 円 | 合計金額 | 円 | 合計金額 | 円 |
| 備考 | | | | 領 収 日 付 印 | | 領 収 日 付 印 | | 領 収 日 付 印 | | 領 収 日 付 印 | | 領 収 日 付 印 | |
| 被保険者氏名 | | | | 横須賀市 | | 横須賀市 | | 横須賀市 | | 横須賀市 | | 横須賀市 | |

第 2 号様式 (第 3 面) を削る。
第 3 号様式 (第 1 面) を次のように改める。

第 3 号様式 (第 3 条第 1 項関係)

| | | |
|---|--|---|
| <p>横須賀市 年度 後期高齢者医療保険料 納入済通知書 (公)</p> <p>加入者氏名: [] 口座番号: []</p> <p>保険料種別: []</p> <p>納付期間: [] 納付金額: [] 納付日: []</p> <p>口座振替 振込番号: [] 口座名義: []</p> <p>口座振替 振込金額: []</p> <p>振込日: []</p> <p>振込手数料: []</p> <p>合計金額: []</p> <p>横須賀市 健康保険課 横須賀市健康保険課 電話番号 046-822-0234</p> | | <p>年度 後期高齢者医療保険料 督促状・納付書兼収書 (公)</p> <p>加入者氏名: [] 口座番号: []</p> <p>督促状・納付書兼収書</p> <p>振込金額: []</p> <p>振込手数料: []</p> <p>合計金額: []</p> <p>横須賀市 健康保険課 横須賀市健康保険課 電話番号 046-822-0234</p> |
|---|--|---|

第 3 号様式 (第 2 面) を削る。
 附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

告 示

横須賀市告示第46号 (令和8年4月1日 掲 示 済)

令和8年度の固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等を登録しましたので、地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第2項の規定により告示します。
 令和8年4月1日
 横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市告示第47号 (令和8年4月1日 掲 示 済)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定により告示します。
 令和8年4月1日
 横須賀市長 上 地 克 明

- 包括外部監査契約の期間の始期
令和8年4月1日
- 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用、執務費用及び実費の合計額
- 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
眞 鍋 泰 治
横浜市青葉区あざみ野2丁目23番地15
- 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告提出後に一括払
ただし、相手方から請求があり、必要と認められる場合は、概算払をすることができる。

横須賀市告示第59号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。
 令和8年4月10日
 横須賀市長 上 地 克 明

- 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社メルベイ
東京都港区六本木六丁目10番1号
- 指定納付受託者の指定をした日
令和8年4月1日
- 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
ウェブサイトメルカリShopを利用した物品の売払いに係る物品売払代金

- 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

横須賀市告示第60号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務を委託しました。
 令和8年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
 - 株式会社NTTデータ
東京都江東区豊洲三丁目3番3号
 - 株式会社セブン-イレブン・ジャパン
東京都千代田区二番町8番地8
 - 株式会社ローソン
東京都品川区大崎一丁目11番2号
 - 株式会社ファミリーマート
東京都港区芝浦三丁目1番21号
 - 山崎製パン株式会社
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
 - ミニストップ株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
 - 株式会社ポプラ
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665番地の1
 - 株式会社セイコーマート
北海道札幌市中央区南9条西五丁目 421番地
 - 株式会社しんきん情報サービス
東京都港区港南一丁目8番27号
- 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年4月1日
- 指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務の委託をした日
令和8年4月1日
- 指定公金事務取扱者に委託した公金の収納に関する事務に係る歳入等
地方税法(昭和25年法律第226号)第1条第14号に定める延滞金並びに同法第4条第2項第1号に定める道府県民税(普通徴収の方法によって徴収するものに限る。)、同法第5条第2項第1号に定める市町村民税(普通徴収の方法によって徴収するものに限る。)、同項第2号に定める固定資産税、同項第3号に定める軽自動車税、同条第6項第1号に定める都市計画税及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第8条第1項に定める森林環境税(普通徴収の方法によって徴収するものに限る。)のうち、当該指定公金事務取扱者の店舗、事業所等において納付されるもの
- 委託の期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

横須賀市告示第61号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。

令和8年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
Pay Pay株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 2 指定納付受託者の指定をした日
令和8年4月1日
- 3 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
保育園条例（昭和26年横須賀市条例第69号）第10条第1項各号に規定する保育料並びに同条第5項第1号に規定する昼食に係る額及び同項第2号に規定する間食に係る額その他これらに類する費用
- 4 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

横須賀市告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務を委託しました。

令和8年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
ル・アンジェ株式会社
東京都渋谷区南平台町1番10号
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年4月1日
- 3 指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務の委託をした日
令和8年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した公金の収納に関する事務に係る歳入等
中央子ども園病児・病後児保育センターに係る病児・病後児保育センター条例（平成15年横須賀市条例第10号）第12条第2項に定める使用料
- 5 委託の期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

横須賀市告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務を委託しました。

令和8年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
公益社団法人地域医療振興協会
東京都千代田区平河町二丁目6番3号
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年4月1日
- 3 指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務の委託をした日
令和8年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した公金の収納に関する事務に係る歳入等
総合医療センター病児・病後児保育センターに係る病児・病後児保育センター条例（平成15年横須賀市条例第10号）第12条第2項に定める使用料
- 5 委託の期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

横須賀市告示第64号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。

令和8年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社CX Dネクスト
東京都渋谷区初台一丁目46番3号
- 2 指定納付受託者の指定をした日
令和8年4月1日
- 3 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
コミュニティセンターの使用料
- 4 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

横須賀市告示第65号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。

令和8年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
みずほ東芝リース株式会社
東京都港区虎ノ門二丁目2番3号
- 2 指定納付受託者の指定をした日
令和8年4月1日
- 3 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
行政センターで取り扱う各種証明書の交付、申請等に係る手数料（民生局地域支援部窓口サービス課で取り扱う臨時運行許可申請手数料及び個人番号カード再交付手数料を除く。）
- 4 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

横須賀市告示第66号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。

令和8年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
みずほ東芝リース株式会社
東京都港区虎ノ門二丁目2番3号
- 2 指定納付受託者の指定をした日
令和8年4月1日
- 3 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
民生局地域支援部窓口サービス課及び市民サービスセンター中央店で取り扱う各種証明書の交付、申請等に係る手数料（民生局地域支援部窓口サービス課で取り扱う臨時運行許可申請手数料及び個人番号カード再交付手数料を除く。）
- 4 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

横須賀市告示第67号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務を委託しました。

令和8年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
地方公共団体情報システム機構
東京都千代田区一番町25番地
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年4月1日
- 3 指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務の委託をした日
令和8年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した公金の収納に関する事務に係る歳入等
手数料条例（平成12年横須賀市条例第9号）別表第3第1項第1号に定める手数料（戸籍法（昭和22年法律第224号）第120条第1項の規定に基づく交付に係るものに限る。）及

び同表第2項第2号に定める手数料（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第5項の規定に基づく交付に係るものに限る。）並びに印鑑条例（昭和52年横須賀市条例第3号）第6条第4項に定める証明手数料であって、市長が別に定める場所における交付に係るもの

5 委託の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

横須賀市告示第68号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務を委託しました。

令和8年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
一般財団法人シティサポートよこすか
横須賀市小川町11番地
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年4月1日
- 3 指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務の委託をした日
令和8年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した公金の収納に関する事務に係る歳入等
池上コミュニティセンターに係るコミュニティセンター条例（平成19年横須賀市条例第58号）第13条第1項に定める手数料
- 5 委託の期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

横須賀市告示第69号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務を委託しました。

令和8年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
一般財団法人シティサポートよこすか
横須賀市小川町11番地
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年4月1日
- 3 指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務の委託をした日
令和8年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した公金の収納に関する事務に係る歳入等
火葬場条例（昭和39年横須賀市条例第31号）第5条第1項に定める使用料及び手数料条例（平成12年横須賀市条例第9号）別表第10第1号ウに定める手数料
- 5 委託の期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

横須賀市告示第70号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務を委託しました。

令和8年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
一般社団法人横須賀市医師会
横須賀市新港町1番地11
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年4月1日
- 3 指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務の委託をした日
令和8年4月1日

4 指定公金事務取扱者に委託した公金の収納に関する事務に係る歳入等

横須賀市立看護専門学校条例（平成15年横須賀市条例第14号）第4条に定める授業料、入学検定料、入学金及び証明書交付手数料

5 委託の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

横須賀市告示第71号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に公金の徴収に関する事務を委託しました。

令和8年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
一般社団法人横須賀市医師会
横須賀市新港町1番地11
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年4月1日
- 3 指定公金事務取扱者に公金の徴収に関する事務の委託をした日
令和8年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した公金の徴収に関する事務に係る歳入等
救急医療センター条例（昭和52年横須賀市条例第15号）第10条第2項第3号に定める手数料
- 5 委託の期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

横須賀市告示第72号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に公金の徴収に関する事務を委託しました。

令和8年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
公益社団法人地域医療振興協会
東京都千代田区平河町二丁目6番3号
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年4月1日
- 3 指定公金事務取扱者に公金の徴収に関する事務の委託をした日
令和8年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した公金の徴収に関する事務に係る歳入等
横須賀市病院事業条例（昭和43年横須賀市条例第16号）第10条第2項、第3項及び第5項並びに第11条第2項に定める使用料及び手数料（使用料については、横須賀市立市民病院に係る平成21年度分までのものに限る。）
- 5 委託の期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

横須賀市告示第73号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務を委託しました。

令和8年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
 - (1) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン
東京都千代田区二番町8番地8
 - (2) 株式会社ローソン
東京都品川区大崎一丁目11番2号
 - (4) 株式会社ファミリーマート
東京都港区芝浦三丁目1番21号

- (5) 山崎製パン株式会社
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
- (6) ミニストップ株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- (7) 株式会社ポブラ
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地の1
- (8) 株式会社セイコーマート
北海道札幌市中央区南9条西五丁目421番地
- (9) 株式会社しんきん情報サービス
東京都港区港南一丁目8番27号
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年4月1日
- 3 指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務の委託をした日
令和8年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した公金の収納に関する事務に係る歳入等
国民健康保険法第76条第1項に定める保険料（普通徴収の方法によって徴収するものに限る。）のうち、当該指定公金事務取扱者の店舗、事業所等において納付されるもの
- 5 委託の期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

横須賀市告示第74号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務を委託しました。
令和8年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
社会福祉法人青い鳥
横浜市神奈川区西神奈川一丁目9番地の1
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年4月1日
- 3 指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務の委託をした日
令和8年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した公金の収納に関する事務に係る歳入等
療育相談センター条例（平成18年横須賀市条例第66号）第13条第1項から第5項までに定める使用料及び手数料
- 5 委託の期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

横須賀市告示第75号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を形質変更時要届出区域として指定します。
令和8年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 形質変更時要届出区域
横須賀市上町2丁目36番1の一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 3 土壌汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

横須賀市告示第76号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。
令和8年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

- S B ペイメントサービス株式会社
東京都港区海岸一丁目7番1号
- 2 指定納付受託者の指定をした日
令和8年4月1日
- 3 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
手数料条例（平成12年横須賀市条例第9号）別表第5第1項第2号イ及びウに規定する手数料（インターネットによる公金支払の方法により納付されるものに限る。）
- 4 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

横須賀市告示第77号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務を委託しました。
令和8年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
カナデビア環境サービス株式会社
川崎市川崎区南町1番地1
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年4月1日
- 3 指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務の委託をした日
令和8年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した公金の収納に関する事務に係る歳入等
手数料条例（平成12年横須賀市条例第9号）別表第5第1項第2号エ及び同項第3号に定める手数料
- 5 委託の期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

横須賀市告示第78号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務を委託しました。
令和8年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
日鉄環境エネルギーサービス株式会社
福岡県北九州市戸畑区大字中原46番地59
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年4月1日
- 3 指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務の委託をした日
令和8年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した公金の収納に関する事務に係る歳入等
手数料条例（平成12年横須賀市条例第9号）別表第5第1項第2号エ（イ）及び同項第3号に定める手数料
- 5 委託の期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

横須賀市告示第79号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。
令和8年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
 - (1) スルガカード株式会社
東京都中央区日本橋室町一丁目7番1号
 - (2) 株式会社トラストバンク
東京都品川区上大崎三丁目1番1号
 - (3) 楽天グループ株式会社
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
 - (4) 株式会社DGフィナンシャルテクノロジー

- (5) 株式会社アイモバイル
東京都渋谷区恵比寿南三丁目 5 番 7 号
 - (6) P a y P a y 株式会社
東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号
 - (7) 株式会社さとふる
東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
 - (8) アマゾンジャパン合同会社
東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号
 - (9) 株式会社 J A L U X
東京都港区港南一丁目 2 番70号
 - (10) 株式会社ファミデジタルワン
東京都港区芝浦三丁目 1 番21号
 - (11) G M O ペイメントゲートウェイ株式会社
東京都渋谷区道玄坂一丁目 2 番 3 号
- 2 指定納付受託者の指定をした日
令和 8 年 4 月 1 日
 - 3 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
横須賀応払ふるさと納税（インターネットによる公金支払の方法により納付されるものに限る。）
 - 4 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで

横須賀市告示第80号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第 127 号）第23条第 1 項の規定により、次に掲げる者を空家等管理活用支援法人に指定しました。
令和 8 年 4 月10日

横須賀市長 上 地 克 明

| 指 定 年月日 | 法人の名称又は商号 | 住所及び事務所又は営業 所の所在地 |
|------------------|-------------------------|--|
| 令和 8 年 3 月16日 | 株式会社 A l b a l i n k | 東京都江東区木場二丁目 17番16号 |
| 同 | 公益社団法人神奈川県 宅地建物取引業協会 | 横浜市中区住吉町六丁目 76番地 3 |
| 同 | 株式会社クラッソーネ | 愛知県名古屋市中区栄二 丁目11番30号セントラル ビル 5 F |

横須賀市告示第81号

令和 5 年横須賀市告示第 207 号により告示した収納の事務の

委託期間を次のとおり変更しました。
令和 8 年 4 月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 収納の事務に係る歳入等
自転車等の放置防止に関する条例（平成 3 年横須賀市条例第29号）第12条に定める移動費用
- 2 受託者
一般財団法人シティサポートよこすか
横須賀市小川町11番地
- 3 委託の期間
変更前 令和 5 年10月 1 日から令和 8 年 9 月30日まで
変更後 令和 5 年10月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで

横須賀市告示第82号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務を委託しました。
令和 8 年 4 月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
一般財団法人シティサポートよこすか
横須賀市小川町11番地
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 8 年 3 月24日
- 3 指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務の委託をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した公金の収納に関する事務に係る歳入等
自転車等の放置防止に関する条例（平成 3 年横須賀市条例第29号）第12条に定める移動費用
- 5 委託の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 9 月30日まで

横須賀市告示第83号

道路区域変更及び供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和 8 年 4 月10日からその供用を開始します。
その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。
令和 8 年 4 月10日

横須賀市長 上 地 克 明

| 路 線 名 | 旧新別 | 区 | 間 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|-------|-----|--|---|---|--------------|
| 853 | 旧 | 不入斗町 3 丁目64番の 3 地先から 不入斗町 3 丁目63番の 4 地先まで | | メートル 1.8 | メートル 63.1 |
| | 新 | | | 不入斗町 3 丁目64番の 3 地先から 不入斗町 3 丁目63番の16地先まで | 1.8 |
| 892 | 旧 | 富士見町 3 丁目30番の12地先から 富士見町 3 丁目24番の76地先まで | | 7.8 ~ 16.1 | 32.7 |
| | 新 | | | 富士見町 3 丁目30番の12地先から 富士見町 3 丁目24番の76地先まで | 5.3 ~ 14.7 |

横須賀市告示第84号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。
令和 8 年 4 月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
アマノ株式会社
横浜市港北区大豆戸町 275 番地
- 2 指定納付受託者の指定をした日

- 3 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
追浜公園駐車場、追浜公園臨時駐車場、不入斗公園第 1 駐車場及び大津公園駐車場に係る都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）第20条第 1 項に定める使用料（同条例別表第 3 第 1 号キに定める使用料に限る。）
- 4 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで

横須賀市告示第85号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務を委託しました。
令和8年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
シティサポートよこすか・横浜DENAベイスターズ共同事業体
代表者 一般財団法人シティサポートよこすか
横須賀市小川町11番地
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年4月1日
- 3 指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務の委託をした日
令和8年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した公金の収納に関する事務に係る歳入等
追浜公園及び夏島都市緑地に係る都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）第20条第1項に定める使用料（同条例別表第3第1号ウの一部、オ及びキに定める使用料に限る。）並びに夏島グラウンドに係る有料広場条例（平成29年横須賀市条例第23号）第12条第2項に定める使用料
- 5 委託の期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

横須賀市告示第86号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務を委託しました。
令和8年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
よこすかがリーンパーク共同事業体
代表者 横須賀緑化造園協同組合
横須賀市平作四丁目10番6号
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年4月1日
- 3 指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務の委託をした日
令和8年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した公金の収納に関する事務に係る歳入等
田浦梅の里、しょうぶ園、衣笠山公園、走水水源地公園、旗山崎公園、野比かがみ田緑地、光の丘水辺公園及び太田つつじの丘に係る都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）第20条第1項に定める使用料（同条例別表第3第1号ウの一部、エ及びキに定める使用料に限る。）
- 5 委託の期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

横須賀市告示第87号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務を委託しました。
令和8年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
パークコミュニティよこすか
代表者 一般財団法人シティサポートよこすか
横須賀市小川町11番地
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年4月1日
- 3 指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務の委託をした日
令和8年4月1日

- 4 指定公金事務取扱者に委託した公金の収納に関する事務に係る歳入等
猿島公園に係る都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）第20条第1項に定める使用料（同条例別表第3第1号ウの一部に定める使用料に限る。）

- 5 委託の期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

横須賀市告示第88号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務を委託しました。
令和8年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
株式会社トライアングル
横須賀市小川町27番16号
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年4月1日
- 3 指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務の委託をした日
令和8年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した公金の収納に関する事務に係る歳入等
猿島公園に係る都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）第20条第1項に定める使用料（同条例別表第3第1号エに定める使用料に限る。）
- 5 委託の期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

横須賀市告示第89号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務を委託しました。
令和8年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
一般財団法人シティサポートよこすか
横須賀市小川町11番地
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年4月1日
- 3 指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務の委託をした日
令和8年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した公金の収納に関する事務に係る歳入等
不入斗公園、はまゆう公園（駐車場を除く。）、衣笠公園、根岸公園、大津公園、佐原2丁目公園、光の丘公園、西公園及び湘南国際村西公園に係る都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）第20条第1項に定める使用料（同条例別表第3第1号ウの一部、オ及びキに定める使用料に限る。）
- 5 委託の期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

横須賀市告示第90号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務を委託しました。
令和8年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
アマノマネジメントサービス株式会社
横浜市港北区菊名七丁目3番22号
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年4月1日
- 3 指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務の委託をし

た日

令和8年4月1日

4 指定公金事務取扱者に委託した公金の収納に関する事務に係る歳入等

はまゆう公園駐車場に係る都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）第20条第1項に定める使用料（同条例別表第3第1号キに定める使用料に限る。）

5 委託の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

横須賀市告示第91号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務を委託しました。

令和8年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

アマノマネジメントサービス株式会社

横浜市港北区菊名七丁目3番22号

2 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和8年4月1日

3 指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務の委託をした日

令和8年4月1日

4 指定公金事務取扱者に委託した公金の収納に関する事務に係る歳入等

久里浜1丁目公園駐車場に係る都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）第20条第1項に定める使用料（同条例別表第3第1号キに定める使用料に限る。）

5 委託の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

横須賀市告示第92号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務を委託しました。

令和8年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

よこすかパークプールパートナーズ

代表者 新生ビルテクノ株式会社

東京都文京区千駄木三丁目50番13号

2 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和8年4月1日

3 指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務の委託をした日

令和8年4月1日

4 指定公金事務取扱者に委託した公金の収納に関する事務に係る歳入等

長沢村岡公園及び馬堀海岸公園の水泳プールに係る都市公園条例（昭和34年法律第18号）第20条第1項に定める使用料（同条例別表第3第1号ウの一部、オ及びキに定める使用料に限る。）

5 委託の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

横須賀市告示第93号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務を委託しました。

令和8年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

くりはまフラワーパートナーズ

代表者 西武造園株式会社

東京都豊島区南池袋一丁目16番15号

2 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和8年4月1日

3 指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務の委託をした日

令和8年4月1日

4 指定公金事務取扱者に委託した公金の収納に関する事務に係る歳入等

くりはま花の国及びペリー公園に係る都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）第20条第1項に定める使用料（同条例別表第3第1号ウの一部、オ及びキに定める使用料に限る。）

5 委託の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

横須賀市告示第94号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務を委託しました。

令和8年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

タイムズ24株式会社

東京都品川区西五反田二丁目20番4号

2 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和8年4月1日

3 指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務の委託をした日

令和8年4月1日

4 指定公金事務取扱者に委託した公金の収納に関する事務に係る歳入等

燈明堂緑地駐車場に係る都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）第20条第1項に定める使用料（同条例別表第3第1号キに定める使用料に限る。）

5 委託の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

横須賀市告示第95号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務を委託しました。

令和8年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

アマノマネジメントサービス株式会社

横浜市港北区菊名七丁目3番22号

2 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和8年4月1日

3 指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務の委託をした日

令和8年4月1日

4 指定公金事務取扱者に委託した公金の収納に関する事務に係る歳入等

佐島の丘第4公園駐車場に係る都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）第20条第1項に定める使用料（同条例別表第3第1号キに定める使用料に限る。）

5 委託の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

横須賀市告示第96号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務を委託しました。

令和8年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

株式会社電算システム

- 岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地
- 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年4月1日
 - 指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務の委託をした日
令和8年4月1日
 - 指定公金事務取扱者に委託した公金の収納に関する事務に係る歳入等
公園墓地条例（昭和55年横須賀市条例第16号）第13条第1項に定める使用料、同条第2項に定める管理料並びに第25条及び第34条に定める使用料
 - 委託の期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

横須賀市告示第97号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務を委託しました。
令和8年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
横須賀公園墓地管理グループ
代表者 西武造園株式会社
東京都豊島区长崎五丁目1番34号
- 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年4月1日
- 指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務の委託をした日
令和8年4月1日
- 指定公金事務取扱者に委託した公金の収納に関する事務に係る歳入等
公園墓地条例（昭和55年横須賀市条例第16号）第37条第1項に定める休憩室使用料及び休憩室附属設備使用料並びに同条例第21条第3項及び第32条第3項（第35条において準用する場合を含む。）に定める手数料
- 委託の期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

横須賀市告示第98号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に公金の徴収及び支出に関する事務を委託しました。
令和8年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
一般財団法人地域総合整備財団
東京都千代田区麹町四丁目8番1号
- 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年4月1日
- 指定公金事務取扱者に公金の徴収及び支出に関する事務の委託をした日
令和8年4月1日
- 指定公金事務取扱者に委託した公金の徴収に関する事務に係る歳入等
横須賀市地域総合整備資金の償還に係る償還金
- 指定公金事務取扱者に委託した公金の支出に関する事務に係る歳出
横須賀市地域総合整備資金の貸付金
- 委託の期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

横須賀市告示第99号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務を委託しました。
令和8年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
株式会社リスコム
横浜市中区長者町八丁目134番地
- 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年4月1日
- 指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務の委託をした日
令和8年4月1日
- 指定公金事務取扱者に委託した公金の収納に関する事務に係る歳入等
横須賀港港湾施設使用条例（昭和28年横須賀市条例第33号）第6条に定める使用料
- 委託の期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

横須賀市告示第100号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務を委託しました。
令和8年4月10日

横須賀市長 上 地 克 明

- 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
アマノマネジメントサービス株式会社
横浜市港北区菊名七丁目3番22号
- 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年4月1日
- 指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務の委託をした日
令和8年4月1日
- 指定公金事務取扱者に委託した公金の収納に関する事務に係る歳入等
久留和海岸駐車場に係る横須賀市漁港管理条例（昭和42年横須賀市条例第17号）第12条第1項に定める使用料
- 委託の期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

公 告

横須賀市公告第63号 (令和8年4月3日) 掲 示 済

下記の税に係る別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和8年4月3日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度 | 税 目 | 期 別 | 発 付 年 月 日 |
|-------|---------------------------------------|-------|------------|
| 令和6年度 | 市 民 税 県 民 税 森 林 環 境 税 (普通徴収) | 第2期分 | 令和8年2月20日 |
| | | 第3期分 | 令和8年2月20日 |
| | | 第4期分 | 令和8年2月20日 |
| | | 7月随時分 | 令和8年2月20日 |
| 令和7年度 | 市 民 税 県 民 税 森 林 環 境 税 (普通徴収) | 第2期分 | 令和7年9月30日 |
| | | 第3期分 | 令和7年11月27日 |
| | | 第4期分 | 令和8年2月26日 |
| | | | 令和8年3月2日 |
| | | | 令和8年3月4日 |

| | | |
|----------------|--------|------------|
| 固定資産税 都市計画税 | | 令和8年3月9日 |
| | 11月随時分 | 令和7年12月22日 |
| | 第3期分 | 令和8年1月29日 |
| | 第4期分 | 令和8年3月6日 |
| | 1月随時分 | 令和8年2月26日 |

(別紙略)

横須賀市公告第64号 (令和8年4月3日 掲示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和8年4月3日

横須賀市長 上地 克明

| 年度 | 税目 | 備考 |
|-------|---------------------|-------|
| 令和7年度 | 市民税 県民税 森林環境税 | 定期賦課分 |

(別紙略)

横須賀市公告第65号 (令和8年4月3日 掲示 済)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和8年4月3日

横須賀市長 上地 克明

| 許可年月日及び許可番号 | 工事完了検査済証交付年月日及び交付番号 | 開発区域に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
|----------------------|---------------------|--------------------------|--|
| 令和6年3月5日 令5開第12号 | 令和8年3月25日 令7第19号 | 横須賀市追浜本町1丁目116番4ほか2筆 | 横浜市戸塚区小雀町129番地3 小雀建設株式会社 代表取締役 小泉 和雄 |
| 令和6年6月17日 令6開第3号 | 令和8年3月25日 令7第20号 | 横須賀市野比1丁目903番6ほか2筆 | 横須賀市日の出町一丁目1番地 株式会社ニッケンホーム 代表取締役 山下 和志 |
| 令和7年7月17日 令7開第10号 | 令和8年3月25日 令7第21号 | 横須賀市野比3丁目2181番10の一部ほか24筆 | 横須賀市久里浜一丁目5番3号 株式会社栄林 代表取締役 林 日出海 |

横須賀市公告第66号

次の自動車臨時運行許可番号標は、亡失したので無効とします。

令和8年4月10日

横須賀市長 上地 克明

記号 番号
横浜 横須賀 ・1-69

横須賀市公告第67号 (令和8年4月10日 掲示 済)

都市公園条例(昭和34年横須賀市条例第18号)第2条の規定により、次のとおり都市公園を設置し、令和8年4月13日からその供用を開始します。

令和8年4月10日

横須賀市長 上地 克明

| 名称 | 位置(代表地番) | 区域 | 面積 |
|-------------|-------------------|--------|---------------|
| 追浜本町1丁目第3公園 | 横須賀市追浜本町1丁目116番11 | 別図のとおり | 平方メートル 462 |

(別図略)

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第13号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に徴収及び収納に関する事務を委託しました。

令和8年4月10日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 廣川 淨之

- 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
第一環境株式会社
東京都港区赤坂二丁目2番12号
- 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年4月1日
- 指定公金事務取扱者に公金の徴収及び収納に関する事務の委託をした日
令和8年4月1日
- 指定公金事務取扱者に委託した公金の徴収及び収納に関する事務に係る歳入等
横須賀市水道事業給水条例(昭和33年横須賀市条例第24号)第28条に規定する水道料金、横須賀市下水道条例(昭和41年横須賀市条例第29号)第14条第1項に規定する使用料その他横須賀市上下水道事業の業務に係る公金のうち、横須賀市役所の本庁舎において納付されるもの
- 委託の期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

横須賀市上下水道局告示第14号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に収納に関する事務を委託しました。

令和8年4月10日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 廣川 淨之

- 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
第一環境株式会社
東京都港区赤坂二丁目2番12号
- 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年4月1日
- 指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務の委託をした日

令和8年4月1日

4 指定公金事務取扱者に委託した公金の収納に関する事務に係る歳入等

横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）第28条に規定する水道料金及び横須賀市下水道条例（昭和41年横須賀市条例第29号）第14条第1項に規定する使用料のうち、当該指定公金事務取扱者の営業所において納付されるもの

5 委託の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

横須賀市上下水道局告示第15号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に収納に関する事務を委託しました。

令和8年4月10日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 廣 川 淨 之

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
株式会社電算システム
岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年4月1日
- 3 指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務の委託をした日
令和8年4月1日

4 指定公金事務取扱者に委託した公金の収納に関する事務に係る歳入等

横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）第28条に規定する水道料金及び横須賀市下水道条例（昭和41年横須賀市条例第29号）第14条第1項に規定する使用料

5 委託の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

議 会 規 程

横須賀市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年3月31日制定）の一部を次のように改正する。

令和8年3月30日（令和8年3月30日）
掲 示 済

横須賀市議会議長 加 藤 眞 道

第3条第5号中「第19条の4第1項第5号」を「第19条の4第1項第4号」に改め、同条第16号中「第12条第3項に規定する被保険者証の番号及び保険者番号」を「第201条の2第1項に規定する被保険者番号等」に改める。

附 則

この規程は、令和8年6月14日から施行する。ただし、第3条第16号の改正規定は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から施行する。

農 業 委 員 会 告 示

横須賀市農業委員会告示第4号（令和8年4月1日）
掲 示 済

令和8年第4回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和8年4月1日

横須賀市農業委員会
会長 岩 澤 健 和

- 1 日時 令和8年4月10日午後3時
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所 302 会議室

3 会議に付議すべき事項

- (1) 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画について
- (2) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る進達について
- (4) 生産緑地の農業従事者への買取りあっせん結果について
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (6) 農地の転用事実に関する照会に対する回答について
- (7) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について
- (8) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について